石巻市総合計画等策定支援業務仕様書

1 業務の名称

石巻市総合計画等策定支援業務

2 業務の目的

本業務は、令和3年度以降の期間を対象とした第2次石巻市総合計画及び第2次石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「次期計画等」)を策定するに当り、社会情勢、本市の抱える課題、現計画等の検証結果を踏まえ、震災復興期間終了後の持続的発展を見据えた内容とするとともに、市民からの幅広い意見聴取、本市が取組を進めるSDGsの要素の反映、膨大なデータの収集と高度な分析を行う必要があることから、効果的かつ効率的に策定作業を進めるため、策定支援業務を委託するものである。

なお、第2次石巻市総合計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間における 基本構想と、令和3年度から令和7年度までの前期5年間における施策を定める前期基本 計画からなる構成とし、第2次石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略は令和3年度から 令和7年度までの5年間を計画期間とする。

3 業務期間

[石巻市総合計画]

契約締結日から令和3年3月31日まで

「石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

契約締結日から令和2年3月31日まで

4 提出書類

本業務の着手に当たり、受託者は契約締結後速やかに以下の書類を本市に提出し承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 統括責任者等の選任届
- (3) 業務費内訳書
- (4) 業務計画書

なお、業務計画書には下記の事項を記載し、提出すること。

- ア 業務概要、イ 実施方針、ウ 業務工程、エ 業務組織計画、オ 打合せ計画、
- カ 成果品の内容、キ 使用する主な図書及び基準、ク 連絡体制 (緊急時を含む)、
- ケ 使用する主な機器、コ その他

5 業務内容

第2次石巻市総合計画及び第2次石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定支援業

務は次のとおりとし、双方に共通する業務内容には「共通」と記載している。

[石巻市総合計画]

委託業務は、石巻市総合計画策定支援に係る一式とし、次の業務を行うものとする。なお、業務内容は第2次石巻市総合計画策定に必要と思われる事項を示したものであり、プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案により調整することとする。

(1) 作業スケジュールの作成支援

ア 本業務の目的を十分把握し、合理的かつ能率的な工程別の作業スケジュールを立 案する。(契約締結後に本市と協議の上、スケジュールを決定する。)

イ 本スケジュールに基づき、的確な工程管理を行い、本業務の進捗状況を適宜報告 するものとする。

(2) 基礎調査支援

市を取り巻く環境、市の沿革や現況、将来性を調査・分析し、課題の整理を行う。

ア 平成27年度に策定した「石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の石巻市人 ロビジョン等の時点修正等による分析及び将来フレームの検討[共通]

- イ 国県等計画や石巻市が策定した各計画の整理、分析、整合性の確保
- ウ 社会経済動向等のデータ収集と整理及び石巻市への影響分析
- エ 石巻市の現状や特徴の整理、分析
- オ 人口推計や財政見込み等の検証、分析
- カ 石巻市の将来性等の調査、分析
- キ 類似団体との比較、分析による石巻市の強み、弱みの整理、分析

(3) 市民意識調査の実施 [共通]

アンケートを実施し、市民意識の把握・分析を行う。

- ア 市民意識調査の実施(無作為抽出3,000人)
 - ・設問の設定、アンケート用紙の作成・印刷、返信封筒の作成、封入、発送、回収、 調査結果の集計・分析
 - 市民意識調査結果の報告書作成

※市民意識調査にあたって、送付者の抽出は石巻市が実施し、宛名ラベルの印刷を 行い受託者に引き渡すものとする。往信、返信に係る郵便料金の支払、封筒作成、 アンケートの作成、宛名ラベル貼付の経費については受託者の負担とする。

(4) 現行計画の評価・検証に係る支援

- ア 石巻市総合計画の評価、検証に係る手法の提案とその支援
- イ 石巻市震災復興基本計画の評価、検証に係る手法の提案とその支援

(5) 計画策定に係る市民参画支援

市民や事業者の意見やアイデア等を吸い上げ、計画に反映していくため、策定過程 における市民参加に係る手法の提案、企画、資料作成、当日の運営、結果の取りまと めを行う。開催結果については、報告書としてとりまとめる。

(6) 次期計画の策定支援

上記(1)~(4)の結果等を踏まえ、庁内組織、外部組織または市民参画等による意見を集約、取りまとめし、市の分野別個別計画や国・県の関連計画等との整合性に留意しながら、市関係課と連絡を密にして検討を進め、次期総合計画の構成設定・骨子案を作成し、検討素案を示す。

計画の構成は次のような内容を想定している。

ア 基本構想

本市の目指すまちづくりの方向や将来像を示し、その実現に向けた施策の大綱について明らかにする。

(構成例:基本理念、将来像、基本目標、土地利用の方向性、施策の大綱) 計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間。

イ 基本計画

基本構想で示した施策の大綱を推進するため、具体的な施策の展開とまちづくりの 指標などを示す。

前期期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とし、その後令和8年度から令和12年度までは後期期間として見直しを行う。

(令和3年度から令和12年度までとし、必要に応じて5年を目途に見直しを行う。) ウ 実施計画

基本計画で示した施策の展開について、具体的な実現手段を年度毎に明らかにする。 計画期間は3年間で、毎年度見直しを行うローリング方式。

※なお、本業務の主な対象は、基本構想及び前期基本計画とする。

(7) 総合計画の進行管理の手法提案

総合計画を実効性のあるものとするため、総合計画に位置づけた各施策の進行管理 手法について提案を行う。

(8) 石巻市総合計画策定本部の運営支援

ア 庁内の策定本部会・幹事会・庁内検討委員会(仮称)等の会議運営に係る支援

- イ 会議への出席(助言、提言等)
- ウ 関係資料の作成
- エ 会議録の作成

- (9) 石巻市総合計画審議会の運営支援
 - ア 審議会の会議運営に係る支援
 - イ 会議への出席(助言、提言等)
 - ウ 関係資料の作成
 - エ 会議録の作成
- (10) 議会説明等に係る資料の作成支援
- (11) 住民説明会、パブリック・コメントの実施支援

ア 意見収集の場、周知の場として実施する住民説明会等の実施手法の提案、企画、 資料作成、当日の運営、結果の取りまとめを行う。開催結果については、報告書と してとりまとめる。

イ パブリック・コメント実施に関する計画案(素案)などの公表用資料の作成、市 民等から寄せられた意見の分析、整理等、計画案への反映の支援を行う。

(住民説明会の回数?予算時はパブコメのみ想定か)

(12) 石巻市総合計画(詳細版・概要版)案の作成

計画書(詳細版・概要版)の最終印刷版の作成に向けた準備として、原稿案の作成、 アウトライン及びレイアウトの提案を行う。

※計画書の印刷は含まない。

[石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略]

① 地方人口ビジョン

まち・ひと・しごと創生の実現に向けて、効果的な施策を立案する上で重要な基礎として位置づけられる人口ビジョンを以下の項目に従って策定する。

(1) 人口の現状分析

ア 人口動向分析

- (ア)総人口の推移と将来推計
- (イ) 年齢3区分別人口(年少、生産年齢、老年の3人口)の推移と将来推計
- (ウ) 出生数、死亡数、転入数及び転出数の推移
- (エ)総人口の推移に与えてきた自然増減及び社会増減の影響
- (オ) 性別、年齢階級別の人口移動の状況
- (カ) 地域間の人口移動の状況(他市町村との人口移動の状況)
- イ 将来人口の推計と分析
- (ア) 出生率や移動率等について仮定値を変えた人口推計における総人口、性別、年

齢階級別人口の比較

- (イ) 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度
- ウ 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察
- (ア) 小売店等民間利便施設の進出、撤退の状況
- (イ) 地域の産業における人材の過不足の状況
- (ウ) 公共施設の維持管理、更新等への影響
- (エ) 社会保障等の財政需要、税収等の増減による地方公共団体の財政状況への影響

(2) 人口の将来展望

- ア 将来展望に必要な調査の分析
- (ア) 住民の結婚、出産、子育てに関する意識及び希望
- (イ) 地方移住の現状や希望状況
- (ウ) 高校、専門学校、大学等卒業後の地元就職率の動向や進路希望状況
- (エ)経済的、社会的、文化的に一体性を有する圏域を単位とする地域連携に関する 調査
- イ 目指すべき将来の方向
 - (1)の人口の現状分析と(2)アの分析を踏まえた現状と課題を整理するとともに、人口に関して目指すべき将来の方向を提示する。
- ウ 人口の将来展望
 - (2) イの目指すべき将来の方向を踏まえて自然増減・社会増減を仮定し、総人口 や性別、年齢3区分別人口を展望する。

(3) 住民意識の把握

「石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関する住民の意向を把握するため、住 民の意識を過年度調査等から把握する。

ア 国提供のビッグデータの分析

国が提供する人口や産業、観光などに関する地域データや都道府県別の住民の結婚、出産等に関する意識、希望の調査結果を分析する。

イ 石巻市実施の過年度調査からの把握

総合計画策定時や行政評価等で実施された住民意向調査等、過年度調査を活用して住民の意識を把握する。

(4) 地域の課題抽出

上記調査結果等を踏まえて、以下の動向分析(将来見通しを含む)とともに、地域に即した課題を抽出する。

- ア 人口動態調査に基づく動向分析(将来見通し)と課題の抽出
- イ 産業別就業状況、雇用状況分析(将来見通し)と課題の抽出

- ウ 社会インフラ整備の動向分析(将来見通し)と課題の抽出
- エ 地域資源の評価及び抽出
- オ 住民意識把握に基づく課題の抽出
- カ総合的な課題の整理

② 総合戦略

総合戦略は、地方人口ビジョンを踏まえ、国の総合戦略や宮城県まち・ひと・しごと 創生総合戦略を勘案しつつ、地域の実情に応じた目標や施策の基本的方向、具体的な施 策をまとめるものであることから、このことに十分配慮して以下の項目に従って策定す る。(対象期間は、令和3年度から令和7年度までの5カ年とする。)

- (1) 基本目標
- (2) 講ずべき施策に関する基本的方向
- (3) 具体的な施策と客観的な指標
- (4) 客観的な効果検証の実施(効果検証の仕組みの構築) なお、(1) ~ (3) については、市で作成することとする。
- ③ 石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議開催支援 「石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定にあたり、住民をはじめ、産官学金 労言等で構成する推進会議(計5回程度実施)に係る以下のことを行うものとする。
 - (1)会議等に提供する資料の作成、参加、助言
 - (2) 会議の議事録作成 (議事要旨の整理)
 - (3) 会議で出された意見、提案等に係る資料、データ等の収集及び提供
- ④ 石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略(詳細版・概要版)案の作成 計画書(詳細版・概要版)の最終印刷版の作成に向けた準備として、原稿案の作成、 アウトライン及びレイアウトの提案を行う。 ※計画書の印刷は含まない。
- 6 年度ごとの予定する業務 「石巻市総合計画」
- (1) 令和元年度
 - ア 作業スケジュールの作成支援
 - イ 基礎調査支援
 - ウ 市民意識調査の実施
 - エ 現行計画の評価・検証に係る支援
 - オ 次期計画等の策定支援
 - カ 計画策定に係る市民参画支援

- キ 石巻市総合計画策定本部の運営支援(4回程度)
- ク 石巻市総合計画審議会の運営支援(4回程度)
- ケ 議会説明等に係る資料の作成支援

(2) 令和2年度

- ア次期計画等の策定支援
- イ 計画策定に係る市民参画支援
- ウ 石巻市総合計画策定本部の運営支援(2回程度)
- エ 石巻市総合計画審議会の運営支援(2回程度)
- オ 議会説明等に係る資料の作成支援
- カ 総合計画の進行管理の手法提案
- キ 住民説明会、パブリック・コメントの実施支援
- ク 石巻市総合計画(詳細版・概要版)案の作成

7 再委託の禁止

受託者は、本業務を他の第三者に再委託又は請け負わせてはいけない。

なお、本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、概要、 再委託する内容等について、書面により本市の承諾を得ること。

8 打合せ及び議事録の作成

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は本市と打合せ行い、進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行い、その内容については受託者が都度、議事録を作成したうえで本市に提出すること。

9 資料の管理

受託者は、本業務において本市から貸与される資料等について、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取扱い、使用後は速やか返却すること。

10 成果品検査

受託者は、本業務の完了後本市の検査を受けるものとし、本市から本業務に適合しない として修正の指示があった場合には、速やかに修正を行うものとする。

11 成果品等の管理及び帰属

本業務において使用及び作成した資料または成果品はすべて本市の帰属とし、受託者は本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複製、流用してはならない。

12 成果品

[石巻市総合計画]

- (1) 業務完了届[共通]
- (2) 納入成果品一覧 [共通]
- (3) 基礎調查報告書[共通]
- (4) 人口推計報告書
- (5) 市民意識調査報告書
- (6) 現計画の総括報告書
- (7) 市民参加の場の開催結果報告書
- (8) 新総合計画の計画書本編(案)
- (9) 新総合計画の計画概要版 (案)
- (10) その他業務上作成した資料一式

[石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略]

- (1) まち・ひと・しごと創生総合戦略計画書
- (2) まち・ひと・しごと創生総合戦略計画書(概要版)
- (3) その他業務上作成した資料一式
- (4) 電子データ (CD-ROM)

電子データ (CD-ROM)、A4カラー

※電子データのファイル形式は、Microsoft ワード、エクセル及びパワーポイントとし、 併せてPDFとする。

13 成果品提出先 石巻市復興政策部復興政策課

14 暴力団等の排除

- (1) 受託者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱(平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。) 別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。
- (2) 受託者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者並びに石巻警察署長 又は河北警察署長(以下「管轄警察署長」という。)から排除要綱別表措置要件に 該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人(一次 及び二次下請以降すべての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手 方を含む。以下同じ。)又は再受託者(再受託以降のすべての再受託者を含む。以 下同じ。)としてはならない。
- (3) 受託者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件 に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者(以下「下請負人等」とい う。)としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。

- (4) 受託者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者(以下「暴力団員等」という。)による不当要求又は妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力(以下「警察への通報等」という。)を行うこと。
- (5) 受託者は、(4) により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書(石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式(石巻市ホームページに掲載)) により建設工事等担当課長に報告すること。
- (6) 受託者は、下請負人等に対しても、(4) 及び(5) と同様の措置を指導すること。
- (7) 受託者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等 に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、建設工事等担当課長と協議を行うこと。
- (8) 市長は、受託者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。

15 留意事項

- (1) 受託者は、石巻市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。また業務終了後も同様とする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項で、業務実施上必要と認められる事項にあっては本市との協議を要するものとする。
- (3) 受注者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに発注者に報告し、最善の処理を行わなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には、受注者が事故の責任において一切を処理するものとする。
- (4) 業務の履行にあたり、十分な知識を有する者を配置すること。
- (5) 業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補正等その他必要な措置を行うものとし、かかる経費は受託者の負担とする。
- (6) 本仕様に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、本市と別途協議すること。

16 委託料の支払い

市は、各年度の委託業務の完了を確認した後、支払請求書を受理したときは、請求があった日から起算して30日以内に年度毎に一括して委託料を支払うものとする。